

## 道路区域の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき，道路区域を次のように変更した。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市北区役所建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 21 年 9 月 18 日

新潟市長 篠田 昭

道路の種類	路線名	区間	変更前後別	敷地の	
				幅員 (m)	延長 (m)
市道	前新田浦木線	新潟市北区嘉山字川前 3401 番 1 地先から	前	5.6 ~ 17.0	148.7
		新潟市北区浦木字浦木 2573 番地先まで	後	6.8 ~ 40.6	155.2
市道	豊栄 1 - 4 5 6 号線	新潟市北区嘉山字嘉山 534 番 5 地先から	前	5.0 ~ 5.7	88.8
		新潟市北区嘉山字嘉山 534 番 1 地先まで	後	7.4 ~ 29.4	98.6